

改正後	現行
<p>第1～第6 【略】</p> <p>第7 交付申請 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣。第12のただし書を除き、以下「地方農政局長」という）に提出するものとする。</p> <p>2 都道府県又は市町村は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付額算定交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。</p> <p>第8～第11 【略】</p> <p>第12 事業遂行状況報告書の提出期限 適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、正副2部を当該年度の1月31日までに、地方農政局長に提出しなければならない。ただし、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。</p> <p>第13～第15 【略】</p> <p>第16 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件 都道府県及び市町村は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱の<u>他の規定に準ずる条件を付さなければならない</u>。</p> <p>また、都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、<u>本要綱の他の規定に準ずる条件のほか</u>、次に掲げる条件を付さなければならない。</p>	<p>第1～第6 【略】</p> <p>第7 交付申請 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、<u>沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局</u>長。第12のただし書を除き、以下「地方農政局長」という）に提出するものとする。</p> <p>2 都道府県又は市町村は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付額算定交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。</p> <p>第8～第11 【略】</p> <p>第12 事業遂行状況報告書の提出期限 適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、正副2部を当該年度の1月31日までに、地方農政局長に提出しなければならない。ただし、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、<u>沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局</u>長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。</p> <p>第13～第15 【略】</p> <p>第16 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件 都道府県及び市町村は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。</p> <p>また、都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。</p>

(1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。

ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による指名停止の措置等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。

ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別記様式第1号(第7関係)～別記様式第6号(第15関係) [略]

別表

交付金種別	経費	交付額算定交付率
1 農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金	(1) 事業費 ① 【略】	実施要綱の別表の(1)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(定額、3/10、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.5/10、6/10))
	② 【略】	実施要綱の別表の(2)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(1/2、5.5/10、6/10))
	③ 【略】	実施要綱の別表の(3)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(3/10、1/2、5.5/10))
	④ 【略】	実施要綱の別表の(4)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(定額、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10))
	⑤ 【略】	一体となって実施する上記①

別記様式第1号(第7関係)～別記様式第6号(第15第関係) [略]

別表

交付金種別	経費	交付額算定交付率
1 農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金	(1) 事業費 ① 【略】	実施要綱の別表の(1)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(定額、3/10、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.5/10、6/10、 <u>2/3、8/10</u>))
	② 【略】	実施要綱の別表の(2)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(1/2、5.5/10、6/10、 <u>2/3、8/10</u>))
	③ 【略】	実施要綱の別表の(3)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(3/10、1/2、5.5/10、 <u>2/3</u>))
	④ 【略】	実施要綱の別表の(4)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(定額、 <u>4.5/10</u> 、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10、 <u>2/3、8/10</u>))
	⑤ 【略】	一体となって実施する上記①

	(2) 附帯事務費 ①・② 【略】	から④の事業の交付率と同率。 ただし、農山漁村活性化施設 整備附帯事業については定額 (1/2) とする。 【略】
2 【略】	【略】	【略】

	(2) 附帯事務費 ①・② 【略】	から④の事業の交付率と同率。 ただし、農山漁村活性化施設 整備附帯事業については定額 (1/2(<u>沖縄県は2/3</u>)) とする。 【略】
2 【略】	【略】	【略】

別記様式第1号 (第7関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第2号 (第9関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

別記様式第1号 (第7関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第2号 (第9関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道においては農林水産大臣〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第3号 (第12関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道においては農林水産大臣〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第4号 (第13関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道においては農林水産大臣
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第3号 (第12関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道においては農林水産大臣
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第4号 (第13関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第5号(第13第3項関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第6号(第15関係)

【略】

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第5号(第13第3項関係)

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

【略】

別記様式第6号(第15関係)

【略】

別記様式第7号（第16関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付対象事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別記様式第7号（第16関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔間接交付対象事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

【新設】

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。